**帰宅困難者及び通勤通学困難者対策について**

資料３

【帰宅困難者対策への取組状況】

**《大阪府》**

○帰宅困難者対策として、平成26年6月「帰宅困難者支援に関する協議会」を設立。

　　委員：国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局、大阪市、大阪府

　　オブザーバー：関西経済連合会、大阪商工会議所、関西経済同友会、

日本労働組合総連合会大阪府連合会、関西広域連合

○従業員等の安全確保を図るととともに、一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、企業等がこれらの対策を適切に行うための参考となる「事業所における『一斉帰宅の抑制』対策ガイドライン」（平成27年3月）を策定。

○企業防災セミナー等様々な場を活用して、企業ＢＣＰへの反映等、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅の抑制の働きかけを実施。

 　（参考）大阪府域帰宅困難者:約146万人

主要駅における帰宅困難者数

|  |  |
| --- | --- |
| 主要駅 | 帰宅困難者数（万人） |
| 大阪駅・梅田駅周辺 | １８．３ |
| 難波駅周辺 | ９．５ |
| 天王寺駅・阿倍野橋駅周辺 | ５．３ |
| 京橋駅・ＯＢＰ周辺 | 　　　４．１ |

《発災時における対応》　「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインより抜粋

○行政機関の取組み

・企業等に対する災害関連情報等の提供

　　国や府、市町村、関西広域連合が、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の

呼びかけを行う。

　　また、関係機関と連携して、災害関連情報等を提供する。

○企業等の取組み

　・施設及び施設周辺の安全確認と従業員等の施設内待機

　・災害関連情報の入手　等

**《関西広域連合》**

○府県単位でなく関西全体で広域に及ぶ帰宅困難者対策を検討するため、関西広域連合において、「帰宅支援に関する協議会」を設立。現在、「帰宅支援に関するガイドライン」の策定に向け検討中。

　　　委員：関西広域連合広域防災局、関西広域連合広域観光・文化振興局、滋賀県、

京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、

内閣府、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局、

国土交通省神戸運輸監理部、日本放送協会大阪放送局、電気通信事業者協会、

西日本旅客鉄道、阪急電鉄近畿日本鉄道、阪神電気鉄道、南海電気鉄道、

京阪電気鉄道、近畿バス団体協議会、近畿旅客船協会、神戸旅客船協会、

日本フランチャイズチェーン協会、日本旅行業協会関西事務局

オブザーバー：福井県、三重県、鳥取県、関西経済連合会

○帰宅困難者訓練の実施

　広域に跨る帰宅困難者が帰宅するまでの各機関が行うべき行動をタイムラインに落とし込み、手順等を確認する図上訓練を実施（10～11月頃）。

○「災害時帰宅支援ステーション」

コンビニ事業者や外食事業者等と、「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する

協定」を締結し、災害時に徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう支援する仕組みを構築。

・協定締結事業者：24社　11,639店舗（平成29年8月現在）

・支援内容：トイレ、沿道情報、休憩の場の提供等

【発災時の対応状況等】

**府の対応**

　　○局地的な地震であり、緊急交通路を確保する必要性がなかったこと、また、情報収集している中で、応急対応に支障がでるような混乱が生じているという情報はなかったことから、一斉帰宅抑制の呼びかけは実施せず。

大阪市等に確認したところ、平時より人は多いが大きな混乱は生じていなかったと

いう情報であった。

**企業等の対応**

　　○BCPに基づき、「自宅待機」や「早期退社」等の判断をした企業がある一方、BCPも

なく、社員任せだったり、従業員への社内ルールの周知が不十分で混乱が生じたなど、企業により対応は様々であった。

【検討事項】

○帰宅時間や通勤時間などの発生時間帯、発災状況等に応じた対応

（メッセージの発信等）

○各企業における、事業継続計画（BCP)など災害時対応の見直し

　○帰宅困難者や通勤通学困難者を減らすための、鉄道事業者等のタイムリーな

情報発信の要請

　○駅周辺や都心部など行き場のない帰宅困難者や通勤通学困難者を受け入れるために必要な一時滞在施設の協力事業者の確保

○災害時における自動車使用の自粛の要請　等